

○ 建築基準法に基づく中間検査に係る特定工程及び特定工程後の工程の指定（案）

令和 8 年 3 月〇日 神奈川県告示第〇〇号

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号。以下「法」という。）第 7 条の 3 第 1 項第 2 号及び第 6 項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）第 4 条の 11 の規定により、次のとおり告示する。

1 中間検査を行う区域

神奈川県の区域のうち、法第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定により建築主事を置く市町村の区域を除く区域

2 中間検査を行う建築物

一の建築物における新築、増築又は改築に係る部分が、次に掲げる用途及び規模のものとする。

（ア）法第 6 条第 1 項第一号に掲げる建築物で、安全上、防火上又は衛生上特に重要であるものとして同法施行令第 16 条第 1 項で定める建築物（国、都道府県及び建築主事を置く市が所有し、又は管理するものを含む。）

（イ）一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舎、下宿又は兼用住宅で階数が 2 以上又は当該部分の床面積の合計が 200 平方メートルを超える建築物

ただし、次に掲げる建築物を除く。

（1）法第 68 条の 20 第 1 項に規定する認証型式部材等を有する建築物

（2）法第 85 条の規定の適用を受ける建築物

3 中間検査を行う建築物の構造及び特定工程並びに特定工程後の工程

次の表のとおりとする。ただし、法第 7 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する工事の工程を含む建築物については、同表の規定は適用しない。

中間検査を行う建築物の構造	建て方に関する工程	
	特定工程	特定工程後の工程
(1) 主要な構造が木造（在来軸組工法又は枠組壁工法）	屋根の小屋組工事及び構造耐力上主要な軸組の工事並びに枠組壁工法にあっては、耐力壁の工事	構造耐力上主要な軸組及び耐力壁を覆う外装工事（屋根ふき工事を除く。）並びに内装工事
(2) 主要な構造が鉄骨造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆う耐火被覆を設ける工事、壁の外装工事（屋根ふき工事を除く。）及び内装工事

(3) 主要な構造が鉄筋コンクリート造(壁式鉄筋コンクリート造を含む。)	階数が1の場合は屋根版及びこれを支持するはりの配筋工事、階数が2以上の場合は鉄筋コンクリート造の部分において、その最下階から数えた階数が2の主要構造部である床版及びこれを支持するはりの配筋工事	特定工程の配筋を覆うコンクリートを打ち込む工事
(4) 主要な構造が鉄骨鉄筋コンクリート造	鉄骨造の部分において、初めて工事を施工する階の建方工事	構造耐力上主要な部分の鉄骨を覆うコンクリートを打ち込む工事

備考 この表において「主要な構造」とは、1の構造の場合はその構造を、2以上の構造を併用している場合はそれぞれの構造で区画された部分の床面積の合計のうちその床面積の合計が最大のもの（最大のものが2以上となるときは、初めて特定工程に係る工事を終えた部分の構造）をいう。

## 附 則

### (施行期日)

1 この告示は、令和8年7月1日から施行する。

(令和4年神奈川県告示258号の廃止)

2 令和4年神奈川県告示第258号（特定工程及び特定工程後の工程の指定）（以下、「旧告示」という。）は、令和8年6月30日限り廃止する。

### (対象建築物)

3 この告示の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項若しくは第4項の規定により計画を通知する建築物について適用する。

4 施行日前に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び法第18条第2項の規定により計画を通知する建築物で、施行日以後に当該建築物の計画を変更するものは旧告示によるものとする。